

EPO、COVID-19 パンデミック中の遅延納付に対する

追加手数料の適用の一時停止を継続

筆者：フランチェスカ・ジオヴァンニーニ

欧州特許庁は、欧州特許出願の更新手数料の遅延納付に対する追加手数料の適用の一時停止に関する 2020 年 5 月 29 日付の通知を公表しました。

欧州特許庁（European Patent Office, EPO）は、欧州特許出願の更新手数料の遅延納付に対する追加手数料の適用の一時停止に関する [2020 年 5 月 29 日付の通知](#) を公表しました。本通知は、EPO の 2020 年 6 月の官報にて公表される予定であるこの新たな措置の正文の事前通知となります。追加手数料の適用の一時停止は、欧州特許出願の全ての出願人に適用可能な救済措置です。

2020 年 5 月 29 日付の本通知によれば、欧州特許出願の出願人から EPO への更新手数料の遅延納付は、最大 3 カ月まで、追加手数料が課金されることなく、可能となります。出願日より起算して 3 年目から特許許可されるまでの更新手数料は、EPO に納付するものであり、特許付与後の更新手数料は、各指定国の特許庁に納付するものです。追加手数料の金額は、更新手数料が 6 カ月の猶予期間以内に納付された場合、遅延となった更新手数料の 50% となります。この追加手数料の適用は、2020 年 6 月 1 日から 2020 年 8 月 31 日まで一時停止されます。

[2020 年 5 月 1 日付の EPO からの通知](#) にて公表された期間延長措置も、[2020 年 3 月 30 日付の EPO からの通知](#) による更新手数料を含み、手数料の納付期間に適用されます。結果として、2020 年 3 月 15 日以降に満了する更新手数料の期限は、2020 年 6 月 2 日まで延長されました。

これらの全ての通知にて公表された適用をまとめて考慮すると、納付期限が 2020 年 3 月 15 日以降に満了する更新手数料は、2020 年 8 月 31 日まで、追加手数料が課金されることなく、有効に納付することが可能です。そして、納付期限が 2020 年 3 月 31 日、2020 年 4 月 30 日、2020 年 5 月 31 日、2020 年 6 月 30 日及び 2020 年 7 月 31 日に満了する更新手数料は、2020 年 8 月 31 日まで、標準の更新手数料に加えて割増手数料が課金されることなく、有効に納付され得ます。これらの日付の何れかに期限を迎える更新手数料が遅くとも 2020 年 8 月 31 日まで納付されない場合、6 カ月の猶予期間が満了する前に、すなわち、2020 年 9 月 30 日、2020 年 10 月 31 日、2020 年 11 月 30 日、2020 年 12 月 31 日及び 2021 年 1 月 31 日前に、追加手数料と共に更新手数料を有効に納付することができます。